

米原市立隣保館の譲与に向けて (息郷地域総合センター 三吉会館、 和ふれあいセンター)



息郷地域総合センター 三吉会館



和ふれあいセンター

平成30年11月14日 (水)
米原市 総務部 人権政策課

1 隣保館の状況

- 同和対策事業特別措置法が昭和44年に制定され、米原市（旧米原町）においても隣保館が建設されるなど、当該施設を中心に、同和地区の生活向上に向けた取り組みが行われました。
- 米原市では、三吉会館が昭和46年に建設、平成18年に建替え、和ふれあいセンター（前上多良文化センター）が昭和47年に建設、平成17年に建替えされ、地域の人権と福祉の拠点施設として、また人権啓発や住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題の解決に向けた各種相談事業や教育・文化の向上および啓発などの事業が展開されています。
- 平成14年の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）の期限切れに伴い、隣保館の事業は特別対策から一般施策へ移行した後も、継続して行われています。
- 三吉会館は平成19年度から、和ふれあいセンターは平成20年度から、指定管理者による管理運営が行われ、各種人権啓発事業やイベントの開催により、学区間等の交流が盛んに行われ、地域間交流や自主活動の育成など、一定の成果がみられました。

1 隣保館の状況

米原市立隣保館条例（抜粋）

〈設置〉

第1条 米原市は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため隣保館を設置する。

〈名称および位置〉

第2条 隣保館の名称および位置は、次のとおりとする。

息郷地域総合センター 三吉会館（三吉1076番地）

和ふれあいセンター（朝妻筑摩34番地6）

〈事業〉

第3条 隣保館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人権・同和問題の速やかな解決に資すること。
- (2) 相談事業に関すること。
- (3) 調査および研究に関すること。
- (4) 自主的活動の育成指導に関すること。
- (5) 教育、文化の向上および啓発に関すること。
- (6) 社会福祉の増進および保健衛生に関すること。

2 隣保館の概要

(1) 息郷地域総合センター 三吉会館

- 昭和46年に三吉会館（隣保館）、昭和55年に息郷児童館（平成28年解体）、昭和56年に息郷老人憩の家を建設
- 平成3年に、3施設を統合して三吉地域総合センターとして運営
- 平成18年3月の三吉会館の建替えに伴い、息郷地域総合センターとして運営
- 平成18年度までは直営方式にて管理運営
- 平成19年度から平成30年度までの12年間、指定管理者にて管理運営

施設の概要等

項目	
位 置	三吉1076番地
敷地面積	1,039.59m ²
延床面積	687.06m ²
建物構造	鉄骨造コンクリート 2階建
総事業費	294,276千円
竣 工	平成18年3月

事業の概要

事業名	内 容
相談事業	人権・就労・教育相談
教育推進事業	学習会、体験学習等
まちづくり推進事業	ふれあい農園
地域交流事業	盆踊り大会、文化祭等
人権啓発推進事業	人権学習
高齢者いきいき事業	体操教室、福祉支援等
各種講座事業	各種教室
情報発信事業	情報誌発行

2 隣保館の概要

(2) 和ふれあいセンター

- 昭和47年に上多良文化センター（隣保館）として建設
- 平成16年に上多良文化センター改築整備として事業着手し、平成17年3月に竣工
- 平成17年度から平成19年度の3年間、直営方式にて管理運営
- 平成20年度から平成30年度の11年間、指定管理者にて管理運営

施設の概要等

項目	
位 置	朝妻筑摩34番地6
敷地面積	1,351.70㎡
延床面積	376.89㎡
建物構造	鉄骨造瓦葺平屋建
総事業費	195,894千円
竣 工	平成17年（2005年）3月

事業の概要

事業名	内 容
人権擁護推進事業	各種相談、研修、情報提供等
学び活動事業	各種講座、教室
子育て支援推進事業	自主活動、親子教室等
住民交流事業	川魚クッキング、まちづくり大会
子どもたちの「居場所づくり」事業	児童生徒交流促進

3 施設の譲与に向けた基本方針について

- 市では、人権施設として三吉会館、和ふれあいセンター、そして人権総合センター ソーシャル・キャピタルプラザ（S・Cプラザ）の3施設を有しており、それぞれ指定管理者による管理運営が行われています。
- 社会情勢が大きく変化している中、公共施設の適正な維持管理を検証する公共施設再編計画や、施設の在り方検討会等で公共施設の在り方が検討されてきた中、人権施設についても検討されてきました。



- * 人権3施設の指定管理期間の終期を合わせました（平成31年3月31日）。
- * 隣保館の事業の検証を踏まえ、人権施設の集約等を行うこととしました。



- * 隣保館である三吉会館と和ふれあいセンターは、自治会館として地元へ譲与します。
- * 人権総合センター S・Cプラザは、人権・同和問題の解決を図るための総合拠点施設として継続して運営します。

3 施設の譲与に向けた基本方針について

《隣保館についての基本方針》

- 隣保館は、平成31年3月31日をもって廃止することとします。
(12月議会に「米原市立隣保館条例」の廃止を上程予定)
- 廃止後の施設は、地元自治会の拠点となる自治会館として、自治会に無償貸与とし、将来的には譲与とします。

隣保館を地元へ譲与するに当たり、施設の維持管理に要する経費や、自治会の自立および活性化を図るための補助など、地域の実情を考慮して支援策を講じることとします。

《自治会への支援》

- ◎施設の規模や地域の実情を考慮し、財政的支援を行います（5年間以内）。
- ◎支援金額は、補助の内容や実績により算定します。
- ◎施設は維持管理の試行期間として、5年間は無償貸与とします。

《財政的支援の内容》

施設の維持管理に要する
支援

施設の維持管理および
自治会事務を担う事
務員への支援

地域が主体的に行う地
域間交流事業への支
援

人権福祉など身近な生
活相談に応じる相談支
援員の配置支援

4 これまでの主な協議経過

	庁内	自治会
H29. 6.15	人権施設の譲渡等に関する方針決定	
H29. 6.28		三吉自治会協議
H29. 7. 6		多良自治会協議
H29. 7.25	第29回人権尊重のまちづくり審議会で状況報告	
H29. 9. 8	市長レク・支援措置の方針決定	
H29. 9.20		三吉自治会協議
H29. 9.25		多良自治会協議
H29.10. 5	第30回人権尊重のまちづくり審議会で状況報告	
H29.11.14		三吉自治会協議
H29.11.20		多良自治会協議
H29.12.26		多良自治会協議
H30. 1.18		多良自治会協議
H30. 3.16	第31回人権尊重のまちづくり審議会で状況報告	

4 これまでの主な協議経過

庁内		自治会
H30. 5.16		多良自治会協議
H30. 5.21	部長会議で人権3施設の管理運営方針の決定	
H30. 6.13	人権施設の管理運営に関する方針決定	
H30. 6.20		多良自治会協議
H30. 6.28		三吉自治会協議
H30. 7.17		多良自治会協議
H30. 8. 1	三吉自治会から要望書受理	
H30. 8. 6	部長会議で隣保館の譲与に向けた方向性を報告	
H30. 8.10	第32回人権尊重のまちづくり審議会で状況報告	
H30. 8.16	議会委員会協議会で協議	
H30. 8.22	隣保館の譲与等に向けた方針と今後の方向性決定	
H30. 9.10		多良自治会協議
H30.10.30		三吉自治会協議
H30.10.31		多良自治会協議
H30.10.31	多良自治会からまちづくり推進計画案受理	
H30.11.14	第33回人権尊重のまちづくり審議会で状況報告	

5 息郷老人憩の家について

- 昭和58年に建設し、平成19年度から、三吉会館と息郷児童館（平成28年解体）と共に指定管理者にて、12年間管理運営
- 築36年目となり、施設の老朽化が進み、近隣施設でも同種の事業実施
- 地元自治会での利用の意思は無



- 指定管理期間満了となる平成31年3月31日をもって、廃止の方針（12月議会に「米原市老人憩の家条例」の廃止を上程予定）
- 廃止後の施設については、他に利用がなければ解体の方向

6 人権総合センター ソーシャル・キャピタルプラザについて

- 昭和47年に一色教育集会所として建設、平成18年5月に米原市人権総合センターとして竣工（人権センター・男女共同参画センター・少年センターの複合施設）
- 平成16年度から平成30年度の15年間、指定管理者にて管理運営
- 平成30年9月に次期（平成31年度～平成35年度）の指定管理者選定委員会を開催
- 平成30年10月に、次期指定管理者の指定

当該施設は、市全体の人権施策を行う拠点施設として位置づけており、隣保館の廃止後も、同和問題をはじめ、あらゆる人権課題を解決するための施設として、平成31年度以降も引き続き指定管理者制度による管理運営を行うこととします。

7 これからの人権施策について

- 隣保館では、これまで人権・同和問題の解決のための地域のコミュニティセンターとして、相談事業をはじめ各種事業が総合的に行われてきました。
- 隣保館の廃止と譲与の方針に基づいて、三吉、多良自治会とそれぞれ協議を重ねた結果、両自治会とも基本的合意を得て、自治会では施設を活用した活動など、将来を見据えたまちづくり計画について協議が進められています。
- 両自治会が、施設を核として、住民主体のまちづくり活動や住民自治意識の醸成等に向けた取り組みがなされることを期待するとともに、自治会への支援を行います。
- 今まで人権課題の解決に向けて隣保館が担ってきた相談事業や啓発事業は、今後は人権総合センターが総合的に実施していきます。
- 市では「米原市人権尊重のまちづくり条例」の具現化を図るため、「米原市人権施策基本方針」を策定し、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進しています。特に、部落差別の解消に向けて、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の趣旨を踏まえ、関係機関と連携しながら差別のない社会の実現を目指します。